

○ 開 議

◎議長（宮原真一君） これより本日の会議を開きます。

日程によりまして上程中の議案について討論に入りますが、討論の通意はあっておりません。よって、討論を終了し採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（宮原真一君） まず、乙第四十四号議案を採決します。

これは、国営土地改良事業に対する市町の負担についての議案であります。

乙第四十四号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 起立者多数と認めます。よって、乙第四十四号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第三十六号議案から甲第四十号議案まで、以上五件の議案を一括して採決します。

以上五件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、以上五件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第四十号議案から乙第四十三号議案まで四件、乙第四十五号議案から乙第四十七号議案まで三件、以上七件の議案を一括して採決します。

以上七件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、以上七件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、乙第四十八号議案を採決します。

これは、監査委員の選任についての議案であります。

乙第四十八号議案についての委員長の報告は同意であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、乙第四十八号議案は同意することと決定いたしました。

次に、乙第四十九号議案を採決します。

これは、収用委員会委員及び予備委員の任命についての議案であります。

乙第四十九号議案についての委員長の報告は同意であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、乙第四十九号議案は同意することに決定いたしました。

次に、請第一号請願について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

請第一号請願を採決します。

これは、佐賀県における公共図書館及び学校図書館の図書調達の見直

しを求める請願書であります。

本請願についての委員長の報告は採択であります。
本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、請第一号請願は採択することに決定いたしました。

○意見書案提出

◎議長（宮原真一君） ただいま議長の手元に意見書案が四件提出されました。

これは、いずれも皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（意見書案）

○意見書案上程

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

意第五号意見書案から意第八号意見書案まで、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、以上四件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第五号意見書案から意第七号意見書案まで、以上三件の意見書案につきましては、議員全員の提出によるもので、内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより意第五号意見書案から意第七号意見書案まで、以上三件の意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○採決

◎議長（宮原真一君） 意第五号意見書案及び意第七号意見書案まで、以上三件の意見書案を一括して採決します。

これは、交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備についての意見書案、教育・保育施設等に係る公定価格の地域区分の見直しに関する意見書案、地方財政の充実・強化に関する意見書案であります。

以上三件の意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 全員起立と認めます。よって、意第五号意見書案から意第七号意見書案まで、以上三件の意見書案はいずれも可決されました。

○提出者説明

◎議長（宮原真一君） 次に、意第八号意見書案について提出者の説明

を求めます。

◎武藤明美君 登壇Ⅱおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、意第八号「核兵器禁止条約に関する意見書（案）」について、議員の皆様のご理解と賛同いただきたく、提出者説明を行います。

アメリカによって、一九四五年八月六日に広島、八月九日に長崎へ、人類史上初めて原子爆弾が投下されました。まもなく八十一年目のあの日がやってきました。

たった一発ずつの原子爆弾で地獄のような惨状をもたらしました。そこからかろうじて生き延びた人たちも、年齢により、体が衰弱したり、他の病気にかかるなど、年々被爆者数が減少しております。

被爆者の方たちは、二度と被爆者にはつくりたくないとの強い思いで、重かった口を開き、被爆の実相を語ってこられました。

二〇二四年、ノーベル平和賞を受賞した被爆者団体、日本原水爆被害者団体協議会の人たちが、自らの体、心、暮らしに消せない傷を負いながら、各地で後世に思いを伝えたいというその行動が、世界の平和を願う人々の心に火を灯し、ノーベル平和賞へとつながったのでした。

そこにたどり着く前の二〇一七年七月七日には、長い間の活動が各国を動かし、国連で核兵器禁止条約が採択され、同年九月二十日にこの条約への調印・批准・参加が開始され、二〇二一年一月には発効しました。

今年二〇二六年一月時点で核兵器禁止条約に署名・批准した国と地域は、国連加盟国百九十三のうち九十九に達し、核兵器廃絶への実現へ向け、大きな流れを作り出してきました。

一方で、二〇二二年二月二十四日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて核兵器による威嚇を行い、その後も核兵器使用を口にする脅迫を行いながら、侵略を続けています。許せません。

パレスチナのガザ地区で全面攻撃を行い続けているイスラエルの閣僚も、核兵器使用を選択肢だと口にしました。

アメリカによるイランへの攻撃も核関連施設へ先制攻撃をしたと言われています。

人類のこのような哀れな言動は、広島、長崎から学んでいるとは言えません。破滅的終末をもたらす、非人道的兵器である核兵器は、国連憲章、国際人道法、国際人権法に反するものです。

八十一年前の広島、長崎で被爆した人たちに思いを寄せ、人道的に許されるものではないということを強く認識する必要があります。

核兵器のない世界への実現のために、今年四月二十七日から五月二十二日まで国連本部では、NPT核不拡散条約の再検討会議が開かれました。唯一の被爆国の日本だからこそ、日本政府は、我が事として、核兵器の使用を許さない立場に立つてほしいと思います。ですので、国に対して意見書提出を行いたいと提案いたしました。

全国では、市町村議会でも意見書を提出するところも増えているようです。県議会段階では、長崎はもちろん、沖縄、岩手、長野、三重など七県で意見書が可決しています。長崎の隣の県である佐賀県には、被爆者の方たちも移り住んだり、ふるさと佐賀に帰ってきておられます。お体をかばいながらお仕事をしている人もいらっしゃいます。この方たちの思いを受けとめようではありませんか。

議場の皆様方に、ぜひ賛同していただきますよう心からお願いいたしまして、提出者の説明といたします。ありがとうございます。

◎議長（宮原真一君） これより意第八号意見書案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりますので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。（一）

意第八号意見書案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、意第八号意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより意第八号意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（宮原真一君） 意第八号意見書案を採決します。

これは、核兵器禁止条約に関する意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 起立者少数と認めます。よって、意第八号意見書案は否決されました。

○ 議 案 提 出

◎議長（宮原真一君） ただいま、議長の手元に石倉秀郷議員外十六名の議員から議第三号議案「佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選

挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（案）」が提出されました。これは皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

（議第3号議案）

○ 議 案 上 程

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

議第三号議案を本日の日程に追加して、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、議第三号議案を本日の日程に追加して議題といたします。

○ 提 出 者 説 明

◎議長（宮原真一君） ただいま議題となりました議第三号議案につきまして、提出者の説明を求めます。

◎岡口重文君（拍手） 登壇Ⅱ皆さんおはようございます。

提出者を代表して提案理由を申し上げます。

議第三号、これは、県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を変更するため、条例の一部を改正することを提案するものであります。

二元代表制の地方議会における議員は、県民の直接選挙によって選

ばれた公職として、常に県政の課題を把握し、公益性の見地から、県全体を見据え、県民の多様な意見を集約し、県政に反映させることを使命としており、議員の選挙に関して、その住民の選挙権の行使に当たっては、投票価値の平等が求められています。このため、公職選挙法においては、県議会議員の定数配分に当たっては、人口比例を最も重要かつ基本的な基準として定められており、この人口は、直近の国勢調査結果を用いることとなっています。

令和九年四月予定の県議会議員選挙に当たり、本県議会では、選挙区及び定数検討委員会を立ち上げ、選挙区ごとの定数を検討してきました。

この結果、令和五年選挙と同様、定数は三十七人、選挙区は十三選挙区とすることで合意しましたけれども、この三十七人を各選挙区に配分するに当たって、各党派間で協議を続けてまいりましたが、残念ながら合意することには至りませんでした。

我々としては、公職選挙法の規定に基づき、直近の国勢調査の人口比により選挙区ごとの定数は、唐津市・玄海町選挙区を五人、鳥栖市選挙区を四人に変更すべきと考えます。

公職選挙法には、選挙区ごとの議員数を定めるに当たり、特別な事情がある場合は、地域間の均衡を考慮して定めることができる規定が設けられていますけれども、我々としても、そのその適用を頭から否定するものではありません。しかしながら、本県では、これまでもその時々で人口比に基づき、定数配分を見直してきておりますが、この特例を適用した事例はありません。今回の人口比に基づく選挙区ごとの議員定数配分結果においても、不均衡を生じ、地域の代表を確保するための調整

を必要とするような特段の事情は見出せません。このため、投票価値の平等と地域代表性、双方について慎重に検討した結果、定数三十七人を十三選挙区に配分するに当たっては、公職選挙法の定めどおり、直近の国勢調査人口を用いて、比例配分した結果に従い、唐津市・玄海町選挙区及び鳥栖市選挙区の定数を変更することが適当と考え、この条例案を提出する次第でございます。

以上、提出者の説明といたします。（拍手）

◎議長（宮原真一君） これより議第三号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりますので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議第三号議案につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○ 討 論

◎議長（宮原真一君） これより議第三号議案について討論に入ります。討論の通告がっておりますので、順次発言を許可します。

◎坂口祐樹君（拍手） 〓自由民主党会派を代表して、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず申し上げます。公職選挙法第十五条八項の本則にある人口比例の考え方を否定するものではありません。同法は、人口比例に依じて議員定数を配分することを基本としていて、そのことは十分理解していま

すし、人口が最も重要な指標であることに異論はございません。しかし、同法は、人口比例だけで機械的に定数を決める制度にはなっていません。そして、地域の実情や地域間の均衡も考慮し得ることを明確に規定し、その判断を私たち県民の代弁者である議会に委ねています。つまり、人口比例を尊重しながらも、地域代表性や県民への説明責任を含めて総合的に判断することこそが、私たち議会に課せられた責務だと考えます。

さて、今回、速報値を元に示された試算では、唐津市・玄海町選挙区一減、鳥栖市選挙区一増という結果でした。しかし、現行定数のままでも、一票の最大格差は一・五六であり、法的にも、全国に照らし合わせても、著しい不均衡状態にあるわけではありません。

また、本速報値においては、鳥栖市の人口は二百八十六人の増であり、唐津市・玄海町は、八千五百七十七人の減となっています。この事実を決して軽く見るものではありませんが、この数字の比較だけをもって議席を増減させるべきではありません。もし、数字だけで決めるのであれば、法律が地域事情を考慮する規定を置いている意味はなく、定数検討委員会そのものも必要ありません。条文のただし書きの地域均衡の視点は、大事な補完の意味を持っています。県内人口の偏りが大きくなる傾向にある中で、過去の人口だけに沿った慣例よりも、未来に向けての責任を全うすべきです。

今、私たち議会に求められているのは、単に数字を確認することだけではなく、その数字を踏まえて、県民に温もりのある説明ができる結論を導き出すことだと考えます。

さらに申し上げます。この定数変更が本当に当事者である県民の皆様への思いに寄り添っているのかという点にも大きな疑問を抱いています。

鳥栖市の皆様は、果たして二百八十六人の人口増を持って、唐津市・玄海町の定数を減らしてまで鳥栖市の定数を増やしてほしいと望んでおられるのでしょうか。私たちは、そのようには受け止めておりませんし、定数維持に一定の御理解をいただけるものと思っています。

一方で、唐津市・玄海町の皆様からは、数字だけを理由として機械的に地域の代表を減らすことに対する強い懸念や、反対の声が寄せられています。県議会は、数字だけを見て判断するのではなく、そこに住む人々に寄り添い、県民の思いを受け止める場でもあります。数字だけを持って県民感情を置き去りにしたような定数変更が県民の理解を得ることにつながるのでしょうか。

とりわけ、唐津市・玄海町は広大な行政区域を有し、有人離島や中山間地域を抱え、過疎問題やさらに玄海原子力発電所を有するなど、県内各地がそれぞれ抱える重要な政策課題の多くを担っているような地域でもあります。人口だけでははかることができない。県政上の役割があることも忘れてはなりません。

議席とは、単なる議員の数ではなく、その議員を通じて県政へ届けられる県民の声の数でもあり、その議席を減らすということは、地域における多種多様な意見を県政へ届ける機会を減らすということです。人口比例原則を尊重しつつも、地域代表制、制度の安定性、県民理解を総合的に勘案し、今回は、現行定数を維持するべきだと考えます。

最後に、国の一票の格差問題に対して、佐賀県民は不安を持っています。衆議院小選挙区は、佐賀県が三から二人減り、東京都は二十五が三十に増える中で、東京一極集中に歯止めがかりません。参議院では、鳥取・島根、高知・徳島が合区され、佐賀県も隣県と

の合区の可能性を秘めています。そうなれば、佐賀県から県民の声を代弁できる参議院議員がいなくなるかもしれません。数は少ないかもしれませんが、住んでる人がいる限り、その地域の声を聞き届けることは必要です。

さて、県議会に話を戻しますが、全国を見ても、四十七都道府県中、三分の二を超える自治体が人口比例だけで決めない判断をしています。佐賀県においても、周辺部の人口は極端に減少傾向にあります。しかし、そこにこそ政治課題があり、大切にしていかなければならない声があると思っています。

以上の理由により、人口比例のみに準じた本条例改正案に対しての反対討論といたします。（拍手）

◎野田勝人君（拍手） 登壇Ⅱおはようございます。

私は、議第三号議案について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

議員定数は、直近の国勢調査の人口をもち、公職選挙法の条文によって見直しています。それは、第十五条で規定されており、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。」と記述されており、これが基本的な基準であり、原則であります。

今回の定数見直しに関して、検討委員会の中で、選挙区については、現行通りの区域とし、十三選挙区とする、議員定数については、現行通りの三十七人とする、以上は変わりません。そして、選挙区ごとの議員数については、国勢調査の速報値が出て、六月定例会閉会までに結論を出すことを確認してきたところであります。

そして、令和七年度に実施された国勢調査の佐賀県人口の速報値が今年五月に公表され、それに基つき各選挙区の定数配分を計算されました。その結果、唐津市・玄海町選挙区は現行の六人から五人へ一減、鳥栖市選挙区は、現行の三人から四人へ一増となります。これをもとに議論が重ねられてまいりました。

そこで、人口配分だけでは、不条理な面が出てくる場合があります、公職選挙法第十五条第八項のただし書きに、「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と記述されています。

これを否定するものではありませんが、そのため、一増一減ではないと言われる、特別な事情があるかを議論してまいりました。どう検討を重ねても、特別な事情が見つからないと、県民ネットワークでは判断いたしました。

ちなみに、これまでの佐賀県議会議員定数見直しにおいて、人口による配分を変更した例は、佐賀県議会史上過去にはありません。四年前におきまして、県内の人口減に伴い、議員定数を一減し、国勢調査の確定値をもとに、比例配分し、結果、伊万里地区がやむなく一減された事実があります。

以上をもちまして、人口比例の原理原則に基づき、議第三号議案「佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（案）」に対する賛成討論といたします。（拍手）

◎中本正一君（拍手） 登壇Ⅱ公明党の中本正一でございます。

私は、議第三号「佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区

において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（案）」について、諸会派を代表し、反対の立場で討論をいたします。

公職選挙法第十五条第八項には、人口比例を原則としつつ、ただし書きに、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と規定されており、都道府県議会に裁量権が認められているところであります。

全国調査の結果によりますと、公職選挙法第十五条第八項、ただし書きの適用は特別なものではなく、多くの都道府県議会において、様々な課題がある中、地域間の均衡を図るべく、ただし書きが適用をされています。

令和七年国勢調査の速報値に基づく人口格差は一・五六五でありますが、唐津市・玄海町選挙区、並びに鳥栖市選挙区の定数が現行どおりであったとしても、この格差は変わらないことから、県議会の裁量により、決めることができるものと理解をしています。

県民の代表である私たち県議会が、判断すべき基準は、単なる数の増減ではありません。その決定が佐賀県の将来にとって、合理的な選択であるか、県民の利益の最大化につながるかという点であります。

県議会は、多様な地域の声をきめ細やかに拾い上げる社会的インフラとも言え、人口比による機械的な削減は、声の届きにくい地域を生じさせる懸念が生じ、本件においても、慎重に判断すべきではないかと考えます。

唐津市が玄海町選挙区は面積が五百二十三・五二平方キロメートルと、県内で最も大きな選挙区であること、有人の七つの離島を抱えていること、多くの旧町村が人口減少が著しい過疎地域に指定されているこ

と、また玄海町は、原子力発電所が立地し、かつ、強制合区の対象となっている広域選挙区であることなどから定数を削減すると、地域の声が県政に届きにくくなり、地域間格差が拡大する懸念があります。

他方、地域特有の課題は様々で、課題の量や重大性などを比較したり、優劣をつけることは慎むべきと考えますが、あえて挙げるとすれば、鳥栖市選挙区は、面積が七十一・七二平方キロメートルと県内で二番目に小さい選挙区であること、県内で唯一、人口密度が千人を超え、平成の市町村合併、任意合区・強制合区の対象となっていない、単独の選挙区であることなどが挙げられます。

また、令和七年国勢調査速報値と、前回、令和二年国勢調査確定値を比較すると、佐賀県の人口は三万二千二十八人減少している中において、鳥栖市選挙区に限らず、選挙区ごとの議員の数を増員することは、例えば人口動態の推移を見守り判断するなど、慎重を期すことも必要ではないかと考えます。

地域課題が多様化、複雑化する中で、人口減少が進む地域の課題や住民の声を県議会に届ける役割が求められている実情を配慮し、総合的に判断すると、今回に関しては、公職選挙法第十五条第八項ただし書きの規定を適用し、現行の選挙区ごとの議員の数を維持すべきものと考え、本条例案に賛成しかねます。

議員各位におかれましては、佐賀県の将来を見据えた冷静かつ賢明な御判断をお願い申し上げ、反対討論といたします。（拍手）

◎議長（宮原真一君） 以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○ 採 決

◎議長（宮原真一君） 議第三号議案を採決いたします。

これは、佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正についての議案であります。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（宮原真一君） 起立者少数と認めます。よって、議第三号議案は否決されました。

○ 議 員 派 遣

◎議長（宮原真一君） 次に、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を本日の日程に追加し議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第二百二十九条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

（議員派遣）

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するとき、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○ 継 続 審 査

◎議長（宮原真一君） 次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛てそれぞれ閉会中の継続審査申し出がありました。

（つ継続審査申出書）

◎議長（宮原真一君） お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（宮原真一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで今期定例県議会の全日程を終了いたしました。
ただいままでに議決いたしました各議案について、数字または字句

等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っております。

○ 閉 会

◎議長（宮原真一君） これをもちまして、令和八年六月定例県議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前十一時四十一分 閉会

議 事 課 副 課 長 高 田 一 弘

同 議事・記録担当主査 松 尾 重 治

同 議事・記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子